**成年後見人等　送付先住所変更一括登録届**

**（宛先）藤沢市長・藤沢市福祉事務所長**

藤沢市から本人（成年被後見人等）宛に送付される通知書等は、成年後見人等宛に送付するよう届け出るとともに、所管課で情報

を共有することに同意します。また、本人が被保佐人又は被補助人である場合はこの登録届の提出及び前述の情報共有について、

本人の同意を得ていることを申し添えます。

なお、送付先登録に伴う一切の責任については、申請者（成年後見人等）が負い、添付書類の記載内容については、現在も相違ありません。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | □ 新規 | □  □ | 変更  成年後見人が交代する場合は前任者への了承は済 | | 届出日 | | 年　　　月　　　日 | | |
|  | |  | | |
| 申請者(成年後見人等) | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | | | 本人との関係 | □  □ | 成年後見人  補助人 | | □  □ | 保佐人  任意後見人 |
| 氏　名 |  | | |
| 住　所 | 〒　　　　— | | | 電話番号　　　　（　　　　） | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| 送付先 | 住　所 | □ | 申請者住所と同じ | | | | | | | |
| □ | 申請者住所と異なる場合（※事務所等に送付先を設定される場合に御記入ください。） | | | | | | | |
| 〒　　　　— | | | 電話番号　　　　（　　　　） | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| ※ 郵便物の宛名に本人（被後見人等）の氏名を記載する場合もありますので御了承ください。 | | | | | | | | | | |
| 本人(成年被後見人等) | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | | | 生年月日 | 年　　　月　　　日 | | | | |
| 氏　名 |  | | |
| 住　所 | 〒　　　　—　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　（　　　　） | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| 世　世　帯 | 本人は世帯主で　ある□　なし□  ※本人が世帯主である場合、世帯宛の通知書（ほかの世帯構成員分も含む）はすべて本人に通知することになります。  ※本人が世帯主でない場合、世帯宛の通知書については、本人に該当する通知のみを送付先変更することはできません。 | | | | | | | | |

**送付先の登録を希望する通知書等の項目**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 全て | 通知種別を指定する場合はこちらから選択  （一つの項目の全てを指定する場合は「全て」欄を選択してください。） |
| 市税 | □ | ①市税の賦課徴収及び還付関係 |
| 国民健康保険 | □ | ②国民健康保険関係  ※国民健康保険関係の通知は、住民基本台帳上の世帯主宛に送付されます。  　本人が世帯主の場合には、世帯全員分の郵送先が変更となります。 |
| 後期高齢者医療 | □ | ③後期高齢者医療制度関係 |
| 市営墓園・墓地 | □ | ④連絡文書・納付書関係 |
| 生活保護 | □ | ⑤生活保護関係 |
| 障がい者福祉 | □ | □⑥障がい者手帳関係　　　□⑦障がい者医療関係  □⑧障がい福祉サービス関係（日常生活用具・補装具含む）　□⑨障がい者手当関係 |
| 措置・在宅 | □ | □⑩老人福祉法の措置関係　□⑪高齢者はり・きゅう・マッサージ利用券 |
| 介護保険 | □ | □⑫資格関係　□⑬保険料関係　□⑭認定関係　□⑮給付関係 |
| 各種健（検）診 | □ | ⑯健（検）診関係 |

**【送付先変更対象書類】**

| 項目 | 通知種別 | 対象者 | 対象となる通知書等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 市税 | ①市税の賦課徴収及び還付関係 | ・納税義務者  ・特別徴収義務者 | ・市税に関する全ての通知 |
| 国民健康保険 | ②国民健康保険関係 | ・国民健康保険被保険者がいる  世帯の世帯主 | ・国民健康保険に関する全ての通知 |
| 後期高齢者医療 | ③後期高齢者医療制度関係 | ・後期高齢者医療制度被保険者 | ・後期高齢者医療制度に関する全ての通知 |
| 市営墓園・墓地 | ④連絡文書・納付関係 | ・墓所使用者 | ・大庭台墓園墓所の連絡文書・納付書  ・西富墓地の連絡文書・納付書 |
| 生活保護 | ⑤生活保護関係 | ・現在、生活保護を  　　　　　利用されている方 | ・生活保護に関する全ての通知 |
| 障がい者福祉 | ⑥障がい者手帳関係 | ・既に認定されている方 | ・身体障がい者手帳　　・療育手帳  ・精神障がい者保健福祉手帳  　　　　　　　　　　　　上記に関する全ての通知 |
| ⑦障がい者医療関係 | ・現在、受給中の方 | ・障がい者等医療費助成、福寿医療費助成  ・自立支援医療（更生医療・精神通院）  　　　　　　　　　　　　上記に関する全ての通知 |
| ⑧障がい福祉サービス関係 | ・現在、受給中の方 | ・障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス  ・福祉タクシー利用助成、施設等通所交通費助成、住宅設備改良費助成、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成、災害時に備えたストーマ装具保管事務  　　　　　　　　　　　　上記に関する全ての通知 |
| ⑨障がい者手当関係 | ・現在、受給中の方 | ・特別障がい者手当、経過的福祉手当、藤沢市障がい者福祉手当  上記に関する全ての通知 |
| 福祉サービス 措置・在宅 | ⑩老人福祉法の措置関係 | ・現在、措置されている方 |  |
| ⑪在宅福祉サービス関係 | ・現在、サービスを受けている方 | ・高齢者はり・きゅう・マッサージ利用券 |
| 介護保険 | ⑫資格関係 | ・65歳以上の被保険者 ・40～64歳で要支援・要介護認定  を受けている方 | ・被保険者証（65歳到達・住所異動・居宅サービス計画  作成依頼等届出・再交付申請時） |
| ⑬保険料関係 | ・65歳以上の被保険者 | ・納付書、還付通知書等介護保険料に関する各種通知 |
| ⑭認定関係 | ・要支援認定・要介護認定を受け  ている方 | ・認定結果通知及び被保険者証  ・負担割合証　　　　　・介護保険負担限度額認定証  ・社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者確認証 |
| ⑮給付関係 | ・介護保険サービスを利用されている方 | ・給付費支給決定通知書（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等）  ・高額介護サービス費等支給申請書  ・住宅改修確認結果通知書 |
| 各種健（検）診 | ⑯健（検）診関係 | ・各種健（検）診等の対象者 | ・がん検診　　　　　　・後期高齢者等健康診査  ・こくほ特定健康診査　・特定保健指導  ・ヘルスチェック　　　・成人歯科健康診査  上記に関わる全ての通知 |

≪注意事項≫

1. 届出をしても、届出時点でその業務に該当していない場合は、**送付先が変更されません。**その場合には、該当した時点で改

めて届出をお願いします。

1. 住民票や税証明等の交付申請や各種申告については、それぞれの担当課でその都度手続きをする必要があります。
2. 届出をした日から、実際に送付先の変更が完了するまでには、**14日程度かかります。**また、届出日時点で、発送準備が

整っている通知書等については、変更前住所に届くことがありますので、ご了承ください。

|  |
| --- |
| 【事務処理】　　 □　新規　　□　変更　　　受付（　　　　　　　　）　確認（　　　　　　　　　） |
| 添付資料　　　　□　登記事項証明書　　□　代理行為目録　　□　審判書謄本・審判確定証明書の写し |
| 本人確認　　　　□　マイナンバーカード　□　運転免許証　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 住所確認　　　　□　名刺　　□　パンフレット　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※登記事項証明書記載の住所と指定送付先住所が異なる場合 |